

平成20年度決算における財政健全化判断比率について

平成21年10月13日
財政課作成

財政健全化判断比率

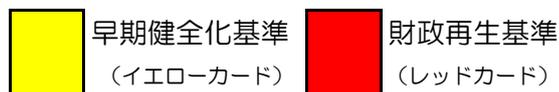
平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「財政健全化法」という。）」が制定されました。

財政健全化法では、「早期健全化」と「財政再生」の2段階で財政悪化をチェックするとともに、特別会計等も併せた連結決算により、地方公共団体の財政状況をより明らかにしています。

平成20年度決算における財政健全化法による4つの指標とは以下のとおりです。

なお、笠間市の財政状況は、すべての数値で基準を下回っています。

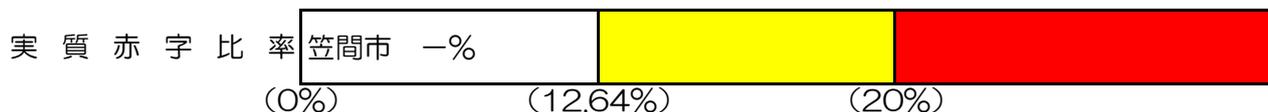
- (1) 実質赤字比率
- (2) 連結実質赤字比率
- (3) 実質公債費比率（3ヵ年平均）
- (4) 将来負担比率



(1) 実質赤字比率

笠間市の一般会計がその標準的な財政規模に対してどの程度赤字なのかを表す比率です。

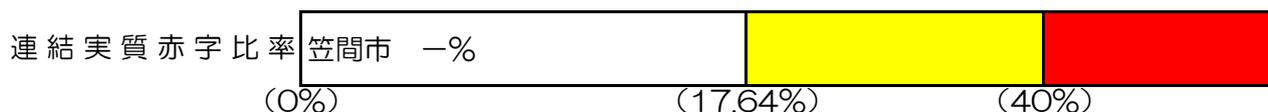
笠間市の一般会計の決算は赤字でないため数値欄は「-」となっています。



(2) 連結実質赤字比率

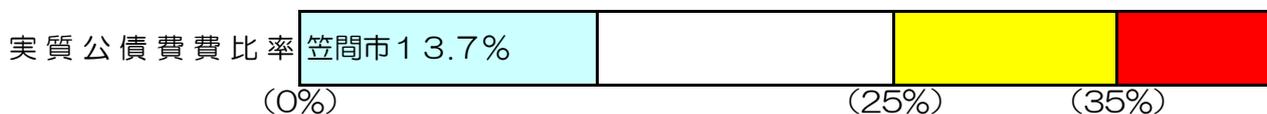
笠間市の全会計（一般会計+国民健康保険、介護保険、公共下水道事業、水道事業などの特別会計）の赤字や黒字を合算し、市全体としてどの程度赤字であるのかを表す比率です。

笠間市の決算は全体においても赤字でないため数値欄は「-」となっています。



(3) 実質公債費比率（3ヵ年平均）

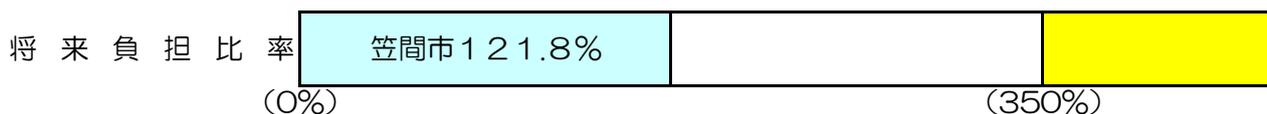
借金の返済や、他の会計の借金の返済に対する繰出・借金に似た費用（債務負担行為の一部）の標準的な財政規模に対する比率です。分母・分子ともに普通交付税により算入される額を控除しています。（全会計＋笠間・水戸環境組合、笠間地方広域事務組合などの一部事務組合等が対象）



(4) 将来負担比率

将来における借金の返済や、退職手当など未来の負担がどの程度なのかを表す比率です。笠間市が1年間に通常入るであろう収入（普通交付税により借金返済分として算入される額を除きます）に対して将来どの程度負担することとなるかを表す比率です。平成20年度末においては1年間に通常入るであろう収入に対し1.218年分将来の負担が見込まれています。

（全会計＋一部事務組合＋第三セクター等が対象）



※早期健全化基準：財政健全化計画を定め、議会の議決を経て、速やかに公表するとともに総務大臣・都道府県知事への報告。また、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表する基準。

※財政再生基準：財政再生計画を定め、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き、地方債の起債ができない基準。